

静岡市中小製造事業者電力量料金高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響に加え、電力量料金の上昇の影響を強く受けている市内の中小製造事業者の事業の継続を支援することにより、市内の生産活動を維持するため、当該事業者に対して、予算の範囲内において臨時に支援金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者で、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者及びこれに準ずる者として市長が認めるもののうち、統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類の大分類Eに掲げる製造業に区分されるものであること。
- (2) 申請日において事業活動の実態があり、引き続き事業活動を継続する意思があること。
- (3) 市内に事業所を有する法人であること。
- (4) 電力の契約が高圧（標準電圧が6,000ボルトのものをいう。）又は特別高圧（標準電圧が20,000ボルト以上のものをいう。）であること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関

与していると認められるもの

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

カ 国、地方公共団体又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人

キ 政治団体及び宗教団体

ク アからキまでに掲げるもののほか、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認めるもの

（支援金の額）

第3条 支援金の額は、令和4年4月1日以降の任意の連続する3月間の電力量料金の合計額と前年同時期の電力量料金の合計額との差額に2を乗じた額の範囲内で市長が定める額とし、50万円を限度とする。

2 前項の規定により支援金の額を算定する場合において、算定の対象となる期間中の機械設備の増加等、電力量料金の額を著しく増加させる事情があると認めるときは、市長は、当該事情による影響と認められる額を除算することができる。

（交付回数）

第4条 一の交付対象者からの申請に対する支援金の交付は、1回限りとする。

（交付の申請）

第5条 支援金の交付の申請をしようとする者は、中小製造事業者電力量料金高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に、次に定める書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- （1）中小企業情報調書（様式第2号）
- （2）支援金交付申請額算定書（様式第3号）
- （3）登記事項証明書
- （4）電力の契約、料金及び使用量が確認できる書類
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

（交付回数）

（支援金の交付等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、支援金の交付を決定し、及び支援金の額を確定したときは、申請者に対してその旨を中小製造事業者電力量料金高騰対策支援

金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により、支援金を交付しないことを決定したときは、中小製造事業者電力量料金高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（請求）

第7条 前条の規定による支援金の額の確定の通知を受けた者は、請求書に支援金の振込先の口座を確認することができる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（支援金の返還）

第8条 市長は、規則第16条第1項の規定により支援金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて交付した支援金に利息を付して返還させるものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

中小製造事業者電力量料金高騰対策支援金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所	【 法人の場合にあっては、 主たる事務所の所在地 法人の場合にあっては、 名称及び代表者の氏名 】
申請者 氏名	
電話	

中小製造事業者電力量料金高騰対策支援金の交付を受けたいので、静岡市中小製造事業者電力量料金高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額 円

様式第2号 (第5条関係)

中小企業情報調書

名称				
本社	住所	〒 ー		
	資本金	千円	従業員数	人
市内事業所	住所			
担当者連絡先	氏名		部署・役職	
	住所	〒 ー		
	電話番号			
	メールアドレス			

様式第3号（第5条関係）

支援金交付申請額算定書

対象期間	電力量料金（今年度） （A）	電力量料金 （前年同期） （B）	差額 （A）－（B）
月	円	円	円
月	円	円	円
月	円	円	円
合計（C）			円

対象期間	使用電力量（今年度）	使用電力量（前年同月）
月	kWh	kWh
月	kWh	kWh
月	kWh	kWh

$$(C) \times 4 \times 1/2 =$$

支援金交付申請額

円

上記の内容は根拠資料と相違ないことを確認しました。

部署・役職	
担当者氏名	
担当者連絡先	

様式第4号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

中小製造事業者電力量料金高騰対策支援金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金の交付については、静岡市中小製造事業者電力量料金高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定し、及び支援金の額を確定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第5号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

中小製造事業者電力量料金高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった支援金の交付については、静岡市中小製造事業者電力量料金高騰対策支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付をしないことを決定したので、通知します。

不交付の理由